

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年4月1日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第21号

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料条例（平成18年つくばみらい市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

「

その他都市計画法に関する証明手数料	1件につき	400円
-------------------	-------	------

」を

「

その他都市計画法に関する証明手数料	1件につき	400円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請手数料	1件につき	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算

		した額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請手数料	1件につき	11,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。